令和3年度市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費(決算)

(歳入)

地方消費税交付金うち社会保障財源交付金

261,104 千円 140,508 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費

1,570,594 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位:千円

			財源内訳				
事業名		経費	特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源 交付金)	その他
社会福祉費	児童福祉事業	557,095	417,347	2,200	20,244	26,286	91,018
	高齢者福祉事業	39,122	0	0	5,146	7,614	26,362
	社会福祉事業(障害者福祉、母子福祉)	553,583	389,244	12,800	8,831	31,980	110,728
	小計	1,149,800	806,591	15,000	34,221	65,880	228,108
社会保険費	国民健康保険事業特別会計繰出金	124,128	61,089	0	0	14,126	48,913
	介護保険事業特別会計繰出金	182,709	19,955	0	0	36,472	126,282
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	107,023	0	0	791	23,806	82,426
	小計	413,860	81,044	0	791	74,404	257,621
保健衛生費	予防対策·健康増進事業	6,934	3,194	2,600	140	224	776
	小計	6,934	3,194	2,600	140	224	776
合 計		1,570,594	890,829	17,600	35,152	140,508	486,505

[※] 平成26年4月1日より消費税が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引上げられました。

引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てることとされました。

※【社会保障施策】

(1)「社会福祉」 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。

(2)「社会保険」 法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。

(3)「保健衛生」 国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。